成田市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、運転免許証の自主返納をした高齢者に対し、交通系IC カードを給付することにより、高齢者の運転免許証の自主返納及び公共交通 機関の利用を促進し、もって高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図るこ とを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 運転免許証 道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下「法」という。) 第92条第1項に規定する免許証であって,有効期間内であるものをいう。
 - (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、全ての免許(法第84条第1項に規定する免許をいう。以下同じ。)の取消しを申請し、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の9第4項の規定により通知を受けることをいう。
 - (3) 高齢者 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている 70歳以上の者をいう。
 - (4) 交通系 I Cカード 10,000円に相当する額(預り金に相当する額を含む。)の公共交通機関で導入されている I Cカードであって、市長が別に定めるものをいう。

(対象者等)

- 第3条 交通系 I Cカードの給付の対象となる者(以下「対象者」という。) は,運転免許証の自主返納をした者であって,運転免許証の自主返納をした 日及び次条第1項本文の規定による申請を行う日において高齢者であるもの とする。
- 2 交通系 I Cカードの給付は, 1回を限度として行うものとする。 (申請等)
- 第4条 交通系ICカードの給付を受けようとする者は、高齢者運転免許証自 主返納支援事業申請書兼誓約書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市 長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認すること ができるときは、第2号に掲げる書類を省略させることができる。
 - (1) 道路交通法施行規則第30条の9第4項に規定する通知書
 - (2) 住民票の写し

- (3) 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書その他の本人確認ができる書類(対象者の委任による代理人が申請する場合にあっては、委任 状及び代理人の本人確認ができる書類)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項本文の規定による申請は、運転免許証の自主返納をした日から起算して1年以内にしなければならない。

(給付等)

第5条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付台帳に所定の事項を記載し、当該申請をした者に交通系ICカードの給付を行うものとする。

(返環)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により交通系 I Cカードの給付を受けた者があるときは、当該交通系 I Cカードの給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、令和4年7月1日から施行し、同年4月1日以後に運転免許証の自主返納をした者について適用する。

[別記様式 略]